

件 名

工事場所

工 事 請 負 契 約 書

発 注 者

請負業者 株式会社タケゾエ建設

工事請負契約書

_____ (以下「甲」という。)と 株式会社タケゾエ建設 (以下「乙」という。)とは次の通り工事請負契約書を締結する。

第 1 条 (請負工事の名称及び工事場所)

甲は

工事名称：

工事場所：

上記の工事を乙に発注し、乙はこれを請け負う。

第 2 条 (請負工事代金)

請負工事代金は、 _____ 円 (うち消費税等 _____ 円) とする。

但し、支払いとしては着工金 (発注金額の _____ %相当額) を令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに及び、工事完成、検査合格後、残金を甲、乙の協議により速やかに、現金にて支払う。

第 3 条 (請求書の提出)

乙は、工事完成後、検査に合格した時、請求書を遅滞なく甲に届け出るものとする。

第 4 条 (工事期間及び検査)

- 乙は平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに工事に着手し、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までにこれを完成し、甲に完工検査を受けた後、甲に引き渡すものとする。
- 天災地変その他不可抗力等、甲の責に帰することが出来ない事由により工事に支障が出来た場合には、乙の申し出により、甲、乙、協議の上、工事期間を相当期間延長することがある。

第 5 条 (危険及び損害)

工事完成前に生じた損害は、すべて乙の負担により解決する。但し、乙の責に帰することが出来ない事由により既成部分に損害があったときは、乙の申し出により、甲、乙、協議の上解決する。

第 6 条 (請負者の義務)

乙は、工事の施工にあたって常に信義を重んじ、関係法令を守り、責任をもって工事を完成する。

第 7 条 (作業員に関する責任)

乙は、乙の作業員を指揮監督し、作業員に対し、民法、労働基準法、労働災害補償保険法、健康保険法及びその他法令に定められた事業主または使用者としてのすべての責任及び義務を負い、甲はこれに協力する。

第 8 条 (規律維持)

1. 乙は、乙の作業員の風紀、衛生及び規律の維持に関してすべての責任を負う。
2. 工事の施工につき、不相当と認められる作業員があるときは、乙は速やかに適切な措置を講じ、工事を円滑に施工するように努める。

第 9 条 (再請負)

乙は、甲が特に認めた場合を除き、工事を第三者に請け負わせてはならない。

第 10 条 (担保責任期間)

本工事の瑕疵について担保責任期間は、民法の定めるところによる。

第 11 条 (秘密保持)

1. 乙は個人情報保護法に基づき、工事の施工にあたり知り得た情報、知識及び甲の営業上の秘密の一切を第三者に漏らしてはならない。
2. 乙は、乙の作業員についても、これらの秘密を保持させなければならない。

第 12 条 (契約の解除)

甲は、乙は次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、直ちにこの契約を解除することが出来る。

- (1) この契約の条項の一に違反したとき。
- (2) 不良不信の行為があったとき。
- (3) 破産の申立て、保全処分、競売の申立て、事業閉鎖、倒産、所在不明等により正常な工事が出来ないと甲がみなしたとき。

第 13 条 (工事の無断放棄)

1. 乙が工事を甲に無断で中止したときは工事放棄とみなし、甲の何らの意思表示を要せず、この契約は解除されたものとする。
2. 前条又は前項の解除により、甲が被った損害については、乙は、甲に対してその賠償の責に任じる。但し、この解除により乙が損害を被ることがあっても、甲はこの賠償の責に任じない。

第 14 条 (工事施工上の疑義)

乙は、工事を施工するにあたり、疑義が生じたときは、すべての甲の指示に従う。

第 15 条（工事の増減及び変更）

工事の増減及び変更は、すべての甲の指示に従い、これに伴う工事費及び工事期間の変更については、甲、乙、協議の上これを決定する。

上記を証するためこの契約書 2 通を作成し、甲、乙、各々記名捺印の上、甲、乙それぞれこれを保持する。

令和 年 月 日

甲 住所

⑩

乙 住所

会社名

⑩